

令和 5 年度芽室町議会議員研修計画

1 令和 5 年度芽室町議会議員研修方針

芽室町議会基本条例第 6 条に規定する「議員の政策形成及び立案能力等の向上を図る」ため、芽室町議会議員研修要綱第 4 条に基づき、令和 5 年度の研修計画を次のとおり定めます。なお、芽室町議会災害時対応基本計画（ver3.0/令和 2 年 11 月改訂）に規定する警戒ステージ等の変化に応じ、研修手法や実施の可否を適宜検討の上、決定することとします。

2 令和 5 年度芽室町議会議員研修内容

(1) 専門研修（実務研修）

- ① 公民連携で進める公共施設マネジメント（6 月 21 日実施済）
～もっと活用できる「指定管理者制度」～（※町との共催研修）
- ② 議会活動における外部評価（6 月 28 日実施済）
～「プロジェクト評価手法」の仕組みと活用方法～
- ③ 第 3 セクターの指定管理事業における展望と課題（7 月 5 日実施済）
～議会・議員がチェックする視点とは～
- ④ 政務活動費の現状と課題（議会運営委員会先進地事務調査実施移行：9 月 28 日実施済）
- ⑤ ~~議員が守るべき法令と倫理①(未定)(実施時期再検討/講師との事前調整要)~~
～改正個人情報保護条例のポイントと留意点～
- ⑥ ~~議員が守るべき法令と倫理②(未定)(実施時期再検討/講師との事前調整要)~~
～各種ハラスメントのポイントと留意点～
- ⑦ 地方議会と議会基本条例
(西部 4 町議会議員交流事業に移行：10 月 13 日実施予定)
- ⑧ ~~議員問討議は対話から(未定)~~
～「対話する議会・議員」への道～
(令和 4 年度実施研修につき、令和 6 年度以降の実施再検討)
- ⑨ 質問力を高めるために（11 月）（新規）
～芽室町の政策・制度をよくする「質問」にするには～

(2) 一般研修（議員基礎研修）

- ① 北海道町村議会議長会主催議員研修会（7月4日実施済）
- ② 西部4町議会議員交流事業（議員会主催研修）（10月13日予定）
- ③ 十勝町村議会議長会主催議員研修会（8月31日実施済）

(3) 一般研修（新議員研修）

- ① 北海道町村議会議長会主催議員研修会（7月19日実施済）

令和5年度芽室町議会議員研修企画案（11月）

- テーマ 質問力を高めるために。
～芽室町の政策・制度を良くする「質問」にするには～
- 日 程 11月23日（木）（勤労感謝の日）
14時～17時
- 講 師 つちやま きみえ
土山 希美枝氏

(法政大学法学部政治学科教授／芽室町議会サポーター)
- 内 容
 - (1) 1 部 講 演（1時間）
 - (2) 2 部 実例評価と事前検討（2時間）
(9月議会一般質問の実例評価及び12月議会通告案の事前検討)
- 説 明
令和元年度（9月）の勉強会以降、5年振りの研修として開催する。
一般質問をテーマに2部構成とし、1部では質問力を高めるための講演を、2部では、9月議会の一般質問の実例を題材にして評価いただくとともに、12月議会に向けて、通告の組立て方などを学ぶ機会とする。
- 特 記
 - ・主 催 芽室町議会
 - ・予 算 15万円（報酬＋交通費）
 - ・参集範囲 芽室町議会議員

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 [この要綱](#)の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 [この要綱](#)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般 研 修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任議員研修会(前期・後期) ・北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・議長、副議長、正副委員長研修会
	議員基礎研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)
専 門 研 修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員専門研修(予算・決算等)
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議員専門研修(政策等)
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議員専門研修(課題別)

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成 果(具体的に)